②水成岩類

本村の内下田原は全部水成岩より成り、地質図那地図幅中の第二区域に属せり。今地質説明書に依り之を概記せんに、本郡の太田川筋を延長して湯の峰に達する線を東端とし、西牟婁郡朝来村、生馬村、下三栖村を西端にする区域を第二区とし、一般に北四十度乃至六十度東の走向を有し、西北又は東南へ傾斜す、其の西北斜するもの多くして五十度を最大角度とすれども、東南斜にするものは二十五度を最大とす。岩石は火山岩を除く以外は、蠻岩、頁岩、泥岩、及び石灰岩にして、累層中の砂岩は第二区域のものに比して大いに硬く、白色或は灰色なり。白色のものは粗粒質なり粗粒質にして多くは厚層を為し、長石質なり。時に蠻岩質に移るものあり、灰色なるものは細粒質緻密なるを常とし、薄層を為して頁岩と互層するものに多しとす。頁岩は灰色乃至黒色にして往々帯緑帯青なり。而して砂質なるもの珍しからず、蠻岩は往々厚層を為し、砂岩頁岩互層及び覆せり。砂を以て膠結物とし尤頭大より(普通鶏卵大以下)砂岩、頁岩、閃緑岩礫より成れり。

③沖積層

第四紀層に属せる沖積層は下田原の海岸付近僅かに之を認むるを得べし。地質説明書に曰く

「本層は沖積層期以後殆ど地変なく、今日の河海が沈積せし跡にして、現時尚を其の作用を連続するものなるを以て、地質は柔軟の泥土或いは砂礫より成り、層位水平なるを定則とす。本図幅は殆ど全土山岳地にして至る所山相迫り河亦多くは小にして流勢急なれば、従って沖積層の見るべきもの自から少なし、御坊町、南部町、新宮町於いて稍大なるものあるに過ぎず。」

④海蝕台地

西山一帯の丘陵は熊野海岸(宇久井村より日置川口に至る約二十里間)特有の海蝕台地の一にして海抜百尺位の高さにて極めて緩傾斜を以て南方に傾斜せり。これ海水の浸蝕作用の結果により、海中に生じたるものが、土地の隆起作用に因って陸上に表出したるものなりとす。

⑤鑛泉

鑛泉は大字上田原の渓間野瀬の間に鷺湯温泉あり。又大字佐部の渓間湯ノ谷に薬師の温泉あり。汲み取りて自家用療養に供するのみにして未だ浴場の設けなし。

第三章　区劃　及　戸口

一、村内小字名

大字下田原ノ部

城道　吹上　和田ノ前　濱　上之地　坊　渡り瀬　アリフジ　中田
下モ才　片田　丸山　堂道　女郎神　山中　城郭　荒船　山谷
東向　中屋　中ノ川　玉蔵院　五平　ヘクサビ　宝島　津荷ノ郷

大字佐部ノ部

佐部ノ口　地下坪　根木地　佐部ノ丸　道々路口　小池ノ口
長浦　乙ガシキ　湯ノ谷口　下越　瀧ノ口　大河　大畑ケ
湯ノ谷奥　木村　廣田　向井ノ宇井　脇ノ地　廣井　田ノ洞
芝田　津荷郷ノ奥　ゴラギ　瀧ノ頭　根ジ見　大川端　据石
峠ノ前　大畑谷　ヲジカ畑　石畑　市洞

大字上田原ノ部

石瀬戸　上段　物譯場　枇葉谷口　蟦ノ平　柿ノ嵜　緑リウ井
野ヲ瀬　鍋ノ裏　徳右衛門地　庄下川口　江崎　宇井嵜　臼木平
荒堀　ヒヱ畑　スクノウ井　高畑　折橋　芝崎　下タウ井　杢崎
堂ノ谷　杵谷口　柿屋立場谷　鍛冶ケう井　ツム里ケウ井　漆畑
柱松　池ノ地　月コ　小檜曽原　佛ノウ井　道ノ平　船越
品小森　トミキ　立場谷　大川坪　堂ノ久保　池田　シュウデン
西ノ本　和田谷　尾地ウ井　車田　タケ瀬　岡ノ坂　皆瀬川
コリボ　野瀬　地蔵ノ前　和田地　鍛冶ケフチ　宮ノ本　岡ノ前
和田ノ洞　大郷　落畑　秀谷　竹ノ木　二部田　双河敷　宮崎
竹ノ鼻　久司洞　釜ケ谷　杵谷　足谷　保地ノ平　永田　岩屋
河原田　岡ノ平　長谷　西畑　大杉谷

二、戸口

昔時当村各部落の戸口は幾許ありしか、文献欠如して今之を詳かにするに由なく、熊野巡覧記、熊野見聞記、熊野歩行記、及び紀伊続風土記等の旧記類にも之を記載せず。寛永十九年書上「新宮領分道筋」には佐部村寺小家共五十二軒、上田原村寺小家共七十軒とあり、又文政元年の郷帳に佐部、上田原の戸口を記載せらるあり。左に摘記せんに

佐部
戸数　二十軒　外十七軒　内小家　計三十七軒
人口　二百三十三人　内　男百十二人　女百二十一人

上田原
戸数　二十二軒　外十四軒　内小家　計三十六軒
人口　二百五十六人　内　男百四十人　女百十六人

明治七年一月一日調査表に依れば

佐部
戸数　四十六戸
人口　二百六十六人　内　男百四十二人　女百二十四人

上田原
戸数　六十戸
人口　二百七十六人　内　男百四十七人　女百二十九人

（以上は下里村役場保管旧十の小区書類に依りて調査せるものなるを以て下田原は記載なきものとす）

明治二十二年町村制施行の際の調査表に依れば

下田原
人口　一千百四十九人
戸数　三百六戸

佐部
人口　三百二十一人
戸数　六十五戸

上田原
人口　一百四十二人
戸数　六十九戸

合計
人口　二千八十二人
戸数　四百四十戸

又明治十二年以降の戸口表左の如し

	明治十二年一月一日	明治十三年一月一日	明治十四年一月一日
下田原 男	一六〇	一六一	一六二
下田原 女	一四三	一五一	一五二
下田原 計	三〇三	三一二	三一四
佐部 男	一三三	一三五	一三五
佐部 女	六六七	六七八	六七八
佐部 計	六六八	六七八	六七六
上田原 男	一六二	一六四	一六六
上田原 女	一四五	一四三	一五〇
上田原 計	三〇七	三〇七	三一六

又戸数は左の如し

	下田原	佐部	上田原
明治十三年	二七三戸	六四戸	六七戸
明治十四年	二七八	仝　六二	仝　六六

尚最近の戸口統計表を左に掲ぐ

	現住戸数	現住人口 男	女	計	平均一戸現住人口
大正四年	二、一七人	一一二	一三二	二四〇	四、七人
同五年	二、一七人	一一二	一三二	二四〇	四、七人
同六年	二、一八人	一一二	一三二	二四〇	四、七人
同七年	二、一七人	一一二	一三二	二四〇	四、七人

大字別戸数

	下田原	上田原	佐部	計
大正四年	四	三	四	一一
同五年	四	三	四	一一
同六年	四	二	四	一一
同七年	四	二	四	一一

大字別人口調

	下田原 男	女	計	上田原 男	女	計	佐部 男	女	計
大正四年	七五	七九	一四	三一	三七	六八	二一	二一	四二
同五年	三九	三六	七五	七八	〇六	一四	〇七	二三	一一
同六年	三〇	三六	六六	二二	〇〇	二二	一三	一一	三五
同七年	五〇	七〇	一七	一二	〇〇	二二	一三	一一	三五

人口の出入りは、大正六年調査に於いて、他市町村へ出寄留者男八十三人、女五十二人、合計百三十四人にして、他市町村より入寄留者男六十二人、女七十二人、合計百三十四人にして其出入り殆ど相平均せるも在外者数に於いて、在朝鮮者男二十一人、女十四人、在外国者男二百十四人、女七十九人、総計男女三百二十八人を算するが故に、他出者総計四百六十三人に及び入村者総計に比し三百二十九人の在村減少を見るの現象成とす。尚最近の出入統計表を左に挙ぐ。

	出寄留者 男	女	計	在朝鮮 男	女	計	在外国 男	女	計	総計 男	女	計	入寄留者 男	女	計
大正四年	一四	一三	二七	二一	二五	四六	二〇	二三	四〇	二九	一一	四一	六五	二五	八七
大正五年	四五	八一	一八	二一	六六	四二	二〇	八二	九二	七六	一六	三一	六五	一六	七一
大正六年	三五	八二	一五	二一	四一	三五	二一	九九	三四	一八	二六	四三	七二	三四	六二
大正七年	一四	七五	一一	三三	四三	六七	一九	一二	六五	九一	三五	八〇	九九	五八	九〇

三、海外渡航者

本村は本郡に於ける海外渡航者の殆ど魁首を為せるものなり。明治二十四年已に二名の渡航者あり、翌二十五年には三十九人となり、二十六年には一躍して八十一人に達し、三十年には百三人となり、現今にては三百十一人を算せり。而して其の渡航先は主として北米合衆国にして其の他は至りて僅少なり。大正六年の調査にては

北米合衆国　二百七十三人
黒其哥一人　濠州　十一人
比律賓　二人

にして総数の九割五分以上は北米合衆国なり。女子の渡航者は最初皆無なりしが渡航手続き困難となり新規渡航者の数減少するに

従い在来渡航者が家族を呼び寄する者増加し来たり十余年前より女子の渡航者漸次其の数を増し大正七年調査に依れば八十五名の多きに達し総数の約三割を占むるに至れり。

渡航者年別表

明治二十四年	二人	
同二十五年	三九人	
同二十六年	八一人	
同二十七年	一二〇人	
同二十八年	一一〇人	
同二十九年	一一〇人	
同三十年	一〇三人	
同三十一年	一〇九人	
同三十二年	一六八人	
同三十三年	二二七人	
同三十四年	二一六人	
同三十五年	二〇九人	
同三十六年	二一〇人	
同三十七年	二一二人	
同三十八年	二〇八人	
同三十九年	二〇九人	
同四十年	二一三人	
同四十一年	二三二人	
同四十二年	二八四人	
同四十三年	二七九人	
同四十四年	二六一人	
大正元年	二五三人	
同二年	二五八人	
同三年	二七九人	
同四年	二八〇人	
同五年	二八九人	
同六年	二九三人	
同七年	三一一人	

大正七年四月一日現在渡航者内訳

戸主一〇九人　男一〇九人　女ナシ

家族二〇二人　男一〇七人　女八五人

第四章　官公署

一、田原村役場

本村役場は大字下田原城道吹上三十七番地の旧戸長役場を仮用したりしが狭隘なるを以て新築の議起こり大正元年（明治四十五年）六月十八日、字和田前二二八番地即ち現在の地に移転し以て現今に至れり。

二、田原郵便局

元は本村大字下田原四百二十七番地にあり明治三十六年十二月下田原郵便受取所と称せしが仝三十八年四月下田原郵便局と改称せり。仝四十二年十月現今の四百四十五番地に移転し、仝四十三年三月田原郵便局と改称し以て現今に至れり。電信は明治四十三年三月三十一日開始し又電話は同年十月十一日開始せり。

三、巡査駐在所

明治十七年下田原村に巡査派出所を設け、下田原、佐部、上田原の三ヶ村を管轄せしが同二十二年巡査駐在所と改称し最初は下田原字城道吹上三七番地役場隣にありしが四十三年七月拾番地芝水穂住宅を仮用し四十四年二月、更に四百参拾弐番地井本徳蔵住宅を使用したりしが四十五年四月新築の議起り字坊六百三十六番地の田地を埋立て、大正二年十二月新築に着手仝三年二月落成し同年二月二十六日を以て移転せり。

第五章　財政

一、藩政時代の貢租

紀州一国の検地は天正文禄の間、諸国と共に行われたれども其の高詳ならず。慶長六年浅野氏受封の時、奉行石黒半兵衛を持て改め替ありて従来二十万石（高野寺領を除く）の地を三十七万五千石に取り立てたり。之を古検という。元禄以前の租法は之を標準とす。徳川頼宣は之に勢州十八万石を加えて五十五万五千石を受封せり。後元禄十年十一年に渉りて更に検地ありて古検地高を補正し新田を検出すること多かりき、之を新検という。以後の租法は之に準ず。爾来畑返りを禁止し新田の開墾を奨励したるが故に石高は漸次に増加し天保の頃の歳入出決算書には六十二万四百三十四石を計上し慶応二年の目盛には六十二万九百十四石と記せり。かくの如く度々の検地にて新田の検出も周く行われ隠田等の如き百姓の余得とすべき地は殆ど存在せず僅に検地の際種々の方策を繞らして聊かにても其の負担を軽減せんとするの手段を講じたり。藩政時代にに於ける納租の方法は先ず土地に石高を盛り付け之に免を乗じて納租の高を定む。